

4 - 8 報酬・料金等の課税状況

	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
法第 204条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	592,270	117,782,773
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	639,710	421,879,997
	診療報酬	24,206	477,970,892
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	604,056	470,356,917
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	103,766	48,475,049
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	45,617	58,304,705
	契約金・賞金	9,523	10,331,605
	計	2,019,148	1,605,101,938
法第 203条の 2 該当 (公 的 年 金 等)	1,221,175	729,203,680	25,251,331
法第 207条該当 (生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金)	950,071	470,096,088	6,459,245
法第 174条該当 (芸 能 人 の 役 務 提 供 法 人 等 の 報 酬 又 は 料 金)	8,321	27,209,177	2,616,915
	合 計	4,198,715	2,831,610,883
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の
	13 年 分	4,444,889	2,754,891,530
	12 "	3,611,683	2,597,678,500
	11 "	3,568,686	2,620,209,142
	10 "	3,568,425	2,687,456,866

調査対象等：報酬・料金等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定調書合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。